○国旗及び国歌の取扱いについて

令和２年３月23日
道本務第4803号
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

国旗及び国歌の取扱いについては、これまで「国旗及び国歌の取扱いについて」（平25.３．25道本務第6428号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、警察署の再編整備に伴う所要の見直しを行い、令和２年４月１日以後、次によることとしたので、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第１　趣旨

道警察における国旗及び国歌の取扱いに関し必要な事項を定め、国旗及び国歌に対する職員の正しい理解を深めるとともに、その適正な運用を図ろうとするものである。

第２　国旗の取扱い

１　警察施設への国旗の掲揚

⑴　対象施設

道警察において管理する次に掲げる施設においては、毎日、国旗を掲揚するものとする。ただし、降雨、降雪、強風等により国旗を掲揚することが著しく困難な場合は、この限りでない。

ア　警察本部の本庁舎及び分庁舎（琴似庁舎、琴似留置場、航空隊舎、札幌運転免許試験場及び機動隊舎をいう。）並びに警察学校

イ　方面本部の総合庁舎及び分庁舎（運転免許試験場、函館方面本部分庁舎、旭川方面本部住吉庁舎及び十勝機動警察隊舎をいう。）並びに警察学校の分校

ウ　警察署（三笠警察庁舎、夕張警察庁舎、砂川警察庁舎、美深警察庁舎及び沼田警察庁舎を含む。）

⑵　掲揚の時間及び場所

国旗は、原則として午前８時45分から午後５時30分までの間、施設の屋上又は屋外に設置する国旗掲揚ポールに掲揚するものとする。ただし、掲揚の時間については、警察学校（分校を含む。）において学生の日課時限に合わせて国旗を掲揚する場合、荒天等により国旗を降ろす必要がある場合その他この時間により難い場合は、この限りでない。

⑶　掲揚の方法

国旗は、国旗掲揚ポールの最上部まで確実に掲げるとともに、国旗掲揚ポールが２本以上並立している場合は、次に掲げる方法により掲揚するものとする。

ア　国旗掲揚ポールが２本並立している場合は、施設の外側（正門等の外側をいう。）から向かって左側の国旗掲揚ポールに国旗を掲揚すること。

イ　国旗掲揚ポールが３本並立している場合は、中央の国旗掲揚ポールに国旗を掲揚すること。

２　交番等における国旗の取扱い

交番、駐在所及び警備派出所（以下この事項において「交番等」という。）における国旗の取扱いについては、国旗の掲揚設備を有する交番等で、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日（以下この事項において「祝日」という。）において、所属長が慣習、地域の実情等から必要があると認める場合は、国旗を掲揚することができるものとする。

なお、交番等において祝日に国旗を掲揚する場合は、掲揚の時間を警察署と同様とするほか、勤務員の不在等を考慮の上、国旗の盗難、破損等の防止に努めるものとする。

３　公式行事における国旗の取扱い

警察本部若しくは方面本部又は警察署において式典その他の行事（以下「公式行事」という。）を実施する場合は、その内容に即して、次に掲げるところにより国旗を掲揚するものとする。

ア　屋外において国旗を掲揚する場合は、第２の１の⑶の事項に定める方法によること。

イ　会場内に国旗を掲揚する場合は、国旗の掲揚設備を有する場合を除き、会場正面の壁面中央部に掲揚すること。

ウ　会場内に北海道旗を併せて掲揚する場合は、会場正面に向かって左側を国旗とし、右側を北海道旗とすること。

４　弔意を表す国旗の掲揚

弔意を表す国旗の掲揚は、警務部長が別に指示するところにより行い、その掲揚方法は、次のとおりとする。

ア　弔意を表す国旗の掲揚方法は、特に指示がある場合のほか、半旗によるものとする。

イ　半旗の掲揚は、国旗を国旗掲揚のポールの最上部まで掲げた後、国旗が最上部から国旗掲揚ポールの長さのおおむね３分の１となる位置まで降ろして掲げるものとする。

５　国旗の制式

道警察において使用する国旗の制式は、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）別記第１の規定に基づくものとする。

第３　国歌の取扱い

第２の３の事項に定めるところにより、公式行事の実施に伴い国旗を掲揚する場合は、その内容に即して、国歌の斉唱、演奏等に努めるものとする。

第４　留意事項

国旗及び国歌の取扱いに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　国旗は、破損、汚損等に十分に留意し、丁重に取り扱うこと。

⑵　国旗の掲揚設備を有する所属にあっては、当該設備の保守・点検に努めるとともに、当該設備に破損、腐食等の異常が認められた場合は、速やかに整備のための必要な措置を講ずること。

⑶　部外者の出席する公式行事において、国歌を斉唱する場合は、当該出席者に協力を依頼すること。